

税制改正と年収の壁

Q：税制改正により年収の壁が変わりますが、どのような内容ですか。

A：基礎控除の特例が創設

令和7年度与党税制改正大綱の内容に加えて、基礎控除の特例が創設されました。

1. 所得税がかかり始める年収

改正後の基礎控除と給与所得控除を合わせて給与年収160万円（改正前103万円）を超過する部分に所得税がかかります。

(1)基礎控除：合計所得金額2,350万円以下の個人の控除額を58万円（改正前48万円）に引き上げ、さらに合計所得金額655万円以下の個人は基礎控除額の上乗せ特例があります。

合計所得金額	基礎控除額		
	基本（A）	上乗せ特例（B）	控除額（A+B）
132万円以下	58万円	37万円	95万円
132万円超336万円以下		30万円	88万円
336万円超489万円以下		10万円	68万円
489万円超655万円以下		5万円	63万円

合計所得金額132万円超655万円以下の個人の基礎控除額の上乗せ特例は令和7～8年分の時限措置です。なお、個人住民税の基礎控除の改正はありません。

(2)給与所得控除：最低保障額を65万円（改正前55万円）に引き上げます。

2. 扶養に入れる年収

(1)控除対象配偶者・扶養親族の所得要件：合計所得金額58万円（給与収入123万円）以下に引き上げます。

(2)特定親族特別控除：19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の特定親族特別控除を創設し、合計所得金額85万円（給与収入150万円）以下は親等の所得控除額を63万円、合計所得金額85万円（給与収入150万円）超でも親等の所得控除額が段階的に逓減する仕組みとします。

給与年収 (19歳以上23歳未満の子等)	123万円以下 (改正後)	123万円超 150万円以下	150万円超 188万円まで
特定扶養控除	63万円	－	－
特定親族特別控除（創設）	－	63万円	段階的に逓減

3. 適用時期：いずれも令和7年分以後の所得税から。ただし、源泉徴収は令和8年1月1日以後支払分から。

4. 改正の影響と対応策

①令和7年分は年末調整での適用となり、実務対応の準備が必要。②大学生年代アルバイトの年収の壁は大きく緩和。

令和7年5月
税理士法人石井会計